

## 広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務 【地質調査業務委託仕様書】

- 1 本仕様書は、広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務のうち、地質調査業務に適用する。
- 2 本業務は、広島市中区東千田町一丁目における、広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務に伴う建物設計のための地質調査を行うものである。

### 3 業務概要等

#### ・調査・試験

(1) ボーリング	1 1 6 φ	1 か所	延	9 m
	8 6 φ	1 か所	延	2 6 m
	6 6 φ	1 か所	延	3 5 m
(2) 標準貫入試験		2 か所	延	6 5 回
(3) サンプルング及び土質試験				
ア 不攪乱試料の採取		4 か所		
イ 攪乱試料の採取		0 か所		
(4) 孔内水平載荷試験		1 か所		
(5) 現場透水試験		1 か所		
(6) 室内土質試験	( 物理試験、力学試験 )			

### 4 図面等

別表	1-01、1-02、1-03	3 枚
図面	「土壌汚染拡散防止に係る参考イメージ」	1 枚
	計	4 枚

### 5 作業時間

本業務における作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
(施設管理者等との打合せにより作業時間が制限される場合がある。)

### ~~6 貸与品等~~

~~本業務において、契約後、次のものを当課において貸与する。( )~~

### 7 受注者の遵守事項

#### (1) J I S 及び各種学会基準等の遵守

受注者は、地質調査に係る J I S の規定、各種学会基準等の内容を熟知の上、業務を遂行しなければならない。

#### (2) 受注者は業務着手に当たり、委託契約約款に定めるもののほか、業務担当者名簿を提出しなければならない。

#### (3) 受注者は、調査着手前に、調査職員と工程及び危険防止の対策について十分打合せを行わなければならない。

#### (4) 受注者は、施工時間、騒音対策等に留意して現場作業を行わなければならない。

#### (5) 受注者は、調査孔の高低を地質調査業務特記仕様書に定める基準点から測定しなければならない。

#### (6) 受注者は、調査職員、別途委託業者及びその他関係者に対して緊密な連絡をとり、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

#### (7) 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」(ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。)を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。なお、電子納品の場合には、広島市電子納品の手引(付録 2-4 地質調査業務における電子納品対象図書)に規定されている格納フォルダ REPORT に検定証明書(PDF ファイル)を格納することをもって、提出する成果品が検定済みであることを報告することができる。